

議案第 22 号

三田市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

三田市火災予防条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

平成 30 年 2 月 21 日提出

三田市長 森 哲 男

## 三田市条例第 号

### 三田市火災予防条例の一部を改正する条例

三田市火災予防条例（昭和48年三田市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第49条の4の次に次の1条を加える。

（法令等の規定に違反している防火対象物の名称等の公表）

第49条の5 消防長は、防火対象物（規則で定めるものに限る。以下この条において同じ。）における消防用設備等（規則で定めるものに限る。）の設置の状況が法、令若しくはこれらに基づく命令又はこの条例の規定に違反している場合において、当該防火対象物を利用しようとする者にその旨を周知する必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、当該防火対象物の名称、所在地その他規則で定める事項を公表することができる。

2 消防長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、その旨、その理由その他規則で定める事項を当該公表に係る防火対象物の関係者に通知するものとする。

付 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。